

自分たちの「まち」を守るために

自主防災組織の必要性

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」、昨年10月の「新潟中越地震」12月には「スマトラ沖地震」に伴い「インド洋大津波」が発生しています。

このような大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生にそなえ、普段から十分な対策を講じておかなくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まり、お互いに協力し合いながら、防災活動に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんが「ひとつ」になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に食い止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練に参加するなど地震被害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

ご存知ですか？

在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当

65歳未満の障害者

2 ねたきり身体障害者
居宅においておおむね6ヶ月以上常に臥床し、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどに人手を要する満20歳以上

1 在宅重度知的障害者
満20歳以上の在宅者で療育手帳の程度がⒶ1、Ⓐ2、A1、A2と判定される障害者及び障害者相談センター長の発行する判定書において重度と判定された障害者

対象者

町では、重度知的障害者及びねたきり身体障害者又は、その方と同居し、かつ介護している家族に対して福祉手当を支給しています。
但し、他の障害者福祉手当を受給している方は除きます。

3 養護者
前各号に該当する者と生計を共にし、現に日常生活上必要な介護をしている家族の一人

手当の額

月額
14,430円
(平成17年度)

※問い合わせ先
保健福祉課福祉係

☎ 82-8817

